

# 平成 29 年 12 月

## 遊佐町農業委員会第 9 回総会議事録

1. 開催日程 平成 29 年 12 月 25 日（月） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 30 分
2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所
3. 会議に付した議案

- 報告事項 1 解約について
- 報告事項 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告事項 3 賃借料の変更通知書の受理について

- 議第 49 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
- 議第 50 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき決定した農用地利用集積計画の撤回について
- 議第 51 号 非農地証明願いについて
- 議第 52 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について
- 議第 53 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について
- 議第 54 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
- 議第 55 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議第 56 号 農用地利用配分計画案について
- 議第 57 号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について
- 議第 58 号 本町の農業振興（水環境の保全）に関する決議（案）について
- 議第 59 号 農地・非農地の判断について

#### 4. 出席委員 (16 名中 14 名)

番号	氏 名						
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一	3	渡会 健		
5	高橋 正樹	6	川俣 義昭			8	菅原 寛志
9	今野 一彦	10	伊原ひとみ	11	榊原 一男	12	土門健太郎
13	荒生あや子	14	菅原 善悦	15	佐藤 重一	16	佐藤 充

#### 5. 欠席委員 (1 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
4	鈴木 一弥	7	菅原 幸男				

#### 6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名中 4 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名
遊佐	大谷 進一	蕨岡	池田 龍介	南西部	今井 彰	北部	高橋 正人

#### 7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名						

#### 8. 事務局出席者 (2 名)

太田英敦係長、伊藤歩美主事

#### 9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

#### 10. 会議の概要

事務局係長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 12 月定例会を開催します。本日は事務局長が出張のため欠席しております。</p> <p>はじめに、本日の出欠状況の報告を荒生懲罰委員長よりお願いします。(13 番荒生あや子委員が举手し、議長が指名する)</p>
13 番荒生あや子委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>欠席委員 2 名、出席委員 14 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律、第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員は全員出席しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局係長	<p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>お忙しい中大変ご苦労様です。12 月に入ってから雨が多くて、晴れた日が 1 日か 2 日しかないようですが、皆さん体調に気を付けて頑張りましょう。</p> <p>早いもので今年の総会も最後となりました。農業情勢を見ても、今まで半世紀続けられてきた減反の廃止や 10a あたり 7,500 円の所得補償の廃止など大きく変わってきております。新聞などを見ると新たな米政策として、飼料用米などの転作作物に助成する「水田活用の直接支払交付金」や「農業農村整備事業」、「収入保険制度」というようなものがあがっているようです。</p> <p>来年度からは、生産目標から生産の目安に変わりますが、数字的な変化は今のところありませんが、助成金がないことで生産調整に参加しない人が増える可能性もあるのかなと思っております。</p> <p>収入保険制度ですが、青色申告が義務づけられているということで、周りの声を聴きますと、細かい点もあり、あまり増える可能性はないのかなと思います。ナラシ対策も継続するので、認定農業者、法人化も今までどおりかと思えます。</p> <p>我々も国に頼らなくてもいい米作りを目指して頑張っていきましょう。</p> <p>本日は、12 月定例総会に提出されました全議案に対し、慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
事務局係長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規程による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なしの声〉</p> <p>では 11 番榊原一男委員、14 番菅原善悦委員にお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項について、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局係長が举手し、議長が指名する)</p>

事務局係長	(報告事項、朗読説明)
事務局	<p>ご説明いたします。総会議案書の2頁をご覧ください。</p> <p>報告事項1. 解約について 番号19 計1筆、1,292㎡ 解約の事由は利用権設定のため、解約後は議第55号(2) 利用権設定の番号106で貸付します。</p> <p>続きまして、報告事項2. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について合計6件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号53 計2筆、1,657㎡ 番号54 計8筆、8,475.79㎡ 番号55 計25筆、39,202㎡ 番号56 計1筆、897㎡ 番号57 計8筆、14,352㎡ 番号58 計2筆、2,014㎡</p> <p>以上6件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>続きまして、報告事項3. 賃借料の変更通知書の受理について 番号12-1、12-2 計1筆、980㎡ 農地中間管理機構を通じた契約ですが、単価を10aあたり1,000円から17,000円に変更します。</p> <p>番号13 計2筆、1,800㎡ 単価を10aあたり20,000円から17,000円に変更します。</p> <p>番号14-1、14-2 計9筆、16,668㎡ 農地中間管理機構を通じた契約ですが、単価を10aあたり20,000円から17,000円に変更します。</p> <p>番号15 計2筆、4,096㎡ 単価を10aあたり20,000円から17,000円に変更します。</p> <p>番号16 計1筆、1,559㎡ 単価を10aあたり20,000円から17,000円に変更します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問、意見無し)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議第49号 農地法第18条第6項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>農地法第18条第1項第2号、農地の引き渡し期限前、6箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかなため、通知の受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>個別に説明いたします。</p> <p>番号42-1、42-2は農地中間管理機構を通じた契約となっております。</p>

	<p>番号 42-1、42-2 計 1 筆、2,876 m<sup>2</sup>  解約の事由は、所有権移転のためです。</p> <p>番号 43 計 1 筆、1,320 m<sup>2</sup>  解約の事由は、第三者に利用権設定のためです。</p> <p>番号 44 計 1 筆、279 m<sup>2</sup>  解約の事由は、耕作に適さないためです。</p> <p>番号 45 計 1 筆、3,291 m<sup>2</sup>  解約の事由は、賃借人の他の契約と更新時期を揃えるためです。</p> <p>番号 46 計 1 筆、2,597 m<sup>2</sup>  解約の事由は、所有権移転のためです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はじめに番号 42-1、42-2 から審議いたします。</p> <p>この件につきましては、高橋正樹委員に関する案件ですので、高橋委員は一時退席願います。</p> <p style="text-align: center;">(5 番高橋正樹委員 退席)</p> <p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行います。何か質問・意見等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>議第 49 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理についての番号 42-1、42-2 について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 49 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理についての番号 42-1、42-2 について、原案のとおり受理することに決定いたします。</p> <p>高橋委員は着席願います。</p> <p style="text-align: center;">(5 番高橋正樹委員 着席)</p> <p>ただいま議決いただきました番号 42-1、42-2 以外の案件につきまして、審議いたします。</p> <p>事務局からの説明に対し、何か質問・意見等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>議第 49 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 49 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、原案のとおり受理することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 50 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき決定した農用地利用集積計画の撤回について、事務局の説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>今回の案件につきましては、土地改良法等の一部を改正する法律第 2 条</p>

	<p>の規定により改正された土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の規定によります土地改良事業、いわゆる機構関連事業について、すでに農地中間管理権を取得している農用地は当該権利を解消した上で再取得する手続きを行うことが必要とのことから提案するものです。</p> <p>議第 50 号で撤回についてご審議いただき、50 号で撤回したものについて議第 55 号の番号 110 以降で期間を 16 年に変更して再設定の議案を提案させていただきます。</p> <p>59 件ありますが、いずれも以上のことによるものであります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>この件につきましては、今野一彦委員に関する案件ですので、今野委員は一時退席をお願いします。</p> <p>(9 番今野一彦委員 退席)</p> <p>ただいまの事務局からの説明に対し、何か質問・意見等はございますが。</p> <p>(5 番高橋正樹委員が挙手し、議長が指名する)</p>
5 番高橋正樹委員	<p>15 年以上の契約が必要とのことだが、高齢によりリタイヤした場合、集積協力金等はどうか。</p>
議長	<p>(11 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
11 番榊原一男委員	<p>法人の構成員は若い人もいますので 15 年くらいは大丈夫だと思います。15 年以上に設定しないと機構関連事業の要件に該当しなくなるので。</p>
議長	<p>(6 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する。)</p>
6 番川俣義昭委員	<p>個人が受けるのではなくて法人が受けているので、ある構成員が亡くなったとしても、ほかの構成員が作っていくことになるので、補助金の返還等は大丈夫だと思います。</p>
議長	<p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>榊原一男委員がおっしゃるように基盤整備が入るということで、今回の機構関連事業ですので、法人の内部でもその点は十分に議論の上で進めているものと理解しております。</p>
議長	<p>(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>12.5%負担がなくなるわけですが、農業者からみればどちらの制度でも負担がなくなるわけです。今回の件は県と市町村の負担をなくするために進めるのですか。</p>
議長	<p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
議長	<p>その他ございますか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 50 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき決定した農用地利用集積計画の撤回について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 50 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき決定した農用地利用集積計画の撤回について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>今野委員は着席願います。</p> <p>(9 番今野一彦委員 着席)</p>

	次に、議第 51 号 非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは説明いたします。 番号 7 計 1 筆、591 m<sup>2</sup> 申請地は、平成元年頃から耕作しておらず成木した雑木林となっており、以来 30 年ほど経過しております。 農地に復元することが著しく困難で、復元しても農地として継続利用ができない状況です。</p> <p>19 日に齋藤土地専門部会長、今野副部会長、菅原幸男委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、後ほど報告をお願いいたします。 番号 8 計 1 筆、168 m<sup>2</sup> 申請地は、昭和 44 年頃に農地と認識せずに物置を建築し、以降 40 年以上宅地として利用しており、農地に復元することが著しく困難な状況です。 審査基準書の 5 頁に写真が載っておりますが、奥にある建物を取り壊して息子さん夫婦の住居を新築する際の銀行の手続きのため申請したものです。</p> <p>こちらも 19 日に齋藤部会長、今野副部会長、川俣委員、今井推進委員の 4 名で現地調査を行っておりますので報告をお願いいたします。 以上です。</p>
議長	それでは番号 7 について、1 番齋藤土地専門部会長より現地調査の報告をお願いします。 (1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)
1 番齋藤誠喜委員	19 日に現地調査を行ないました。基準書の 2 頁をご覧ください。字限図のような申請地でありまして、航空写真と併せてみれば大体わかると思います。3 頁の上が現地であります。雑木もかなり大きく成木しております。農地にするのは困難ではないかと判断してまいりました。非農地にするのが適当ではないかと見てまいりました。
議長	それでは次に 9 番今野副部会長より現地調査の報告をお願いします。 (9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)
9 番今野一彦委員	私も部会長と同じ意見です。非農地として認めても問題ないのではないかと判断してきました。
議長	次に番号 8 について、1 番齋藤部会長より現地調査の報告をお願いします。 (1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)
1 番齋藤誠喜委員	こちらも 19 日に現地調査を行いました。字限図の赤い部分の南端に写真に写っている小さなハウスがありますが、ほとんどの部分に小屋と倉庫が建っております。土地を総合的に見れば農地に復元することは困難であり、非農地としてみるのが適当ではないかとみてまいりました。
議長	次に、9 番今野副部会長より現地調査の報告をお願いします。 (9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)
9 番今野一彦委員	こちらも非農地として認めて問題ないと判断してきました。
議長	次に 6 番川俣委員より現地調査の報告をお願いします。

	(6番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)
6番川俣義昭委員	ただいま部会長、副部会長からありましたように、私も同じ意見で許可相当ではないかと判断いたしました。
議長	次に今井推進委員より現地調査の報告をお願いします。 (今井 彰推進委員が挙手し、議長が指名する)
今井 彰推進委員	今までの説明のとおりで、私も適当と考えております。
議長	ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。 議第 51 号 非農地証明願いについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 51 号 非農地証明願いについて、原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。 次に、議第 52 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明いたします。審査基準書は 6 頁をご覧ください。 農地法第 3 条による所有権移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。 番号 12 計 1 筆、2,876 m <sup>2</sup> この案件につきましては、高橋正樹委員より現地調査を行っていただきましたので、この後報告をお願いします。 以上です。
議長	それでは番号 12 の件につきまして、5 番高橋正樹委員より現地調査の報告をお願いします。 (5 番高橋正樹委員が挙手し、議長が指名する)
5 番高橋正樹委員	田んぼを見に行ってきましたが、すごくきれいに管理されていまして。譲渡人の田んぼを以前から譲受人が委託を受けて稲を作ってきましたが、今回、譲渡人の要望によって売買となったものです。譲受人にも話を聞きましたが、いままでどおり、今後も稲を作付していくということでしたので、何ら問題ないと思ってきました。
議長	それではただいまの事務局からの説明、現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 52 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 52 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転

	<p>許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 53 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 7 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による賃借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>番号 5 計 4 筆、8,876 m<sup>2</sup></p> <p>期間は 3 年、単価は 10a あたり 15,000 円で、新規に設定です。</p> <p>この件については佐藤会長より現地調査を行っていただきましたので、報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、私から現地調査の報告をさせていただきます。</p> <p>昨年、所有者が亡くなられてまして、貸人の田んぼの隣に借人の田んぼがありまして、昔から仕事仲間ということでした。借受地が隣ということで作りますということでしたので問題ないと思います。</p>
議長	<p>それではただいまの事務局からの説明、現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 53 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 53 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 54 号 農地法第 3 条の規定による使用賃借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 8 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による使用賃借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>今回の申請はすべて同一人と再設定となっており、期間は 20 年、理由は農業経営の移譲のためです。</p> <p>番号 6 計 2 筆、660 m<sup>2</sup></p> <p>番号 7 計 5 筆、3,872 m<sup>2</sup></p> <p>番号 8 計 6 筆、1,394 m<sup>2</sup></p>

	<p>番号 9 計 3 筆、14,630 m<sup>2</sup>  番号 10 計 12 筆、計 4,289 m<sup>2</sup>  番号 11 計 17 筆、2,772.20 m<sup>2</sup>  番号 12 計 20 筆、36,788 m<sup>2</sup>  番号 13 計 28 筆、26,824.59 m<sup>2</sup>  番号 14 計 17 筆、36,887 m<sup>2</sup>  番号 15 計 18 筆、16,904.16 m<sup>2</sup>  番号 16 計 5 筆、1,690 m<sup>2</sup>  番号 17 計 2 筆、104 m<sup>2</sup>  番号 18 計 40 筆、67,281.30 m<sup>2</sup>  番号 19 計 1 筆、3,046 m<sup>2</sup>  番号 20 計 21 筆、10,877 m<sup>2</sup>  番号 21 計 6 筆、2,526 m<sup>2</sup>  番号 22 計 39 筆、69,757 m<sup>2</sup>  番号 23 計 3 筆、565 m<sup>2</sup>  番号 24 計 3 筆、790 m<sup>2</sup>  番号 25 計 22 筆、31,589 m<sup>2</sup>  番号 26 計 16 筆、27,578 m<sup>2</sup>  番号 27 計 4 筆、10,056 m<sup>2</sup>  番号 28 計 5 筆、21,548 m<sup>2</sup>  番号 29 計 5 筆、5,424 m<sup>2</sup>  以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。  はじめに番号 12 について審議いたします。  この件は、渡会 健委員に関する案件ですので、渡会委員は一時退席願います。</p> <p style="text-align: center;">(3 番渡会 健委員 退席)</p> <p>ただいまの議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。  (質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。  議第 54 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請についての番号 12 について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 54 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請についての番号 12 について、原案のとおり許可することに決定いたします。  渡会委員は着席願います。</p> <p style="text-align: center;">(3 番渡会 健委員 着席)</p> <p>それでは、ただいま議決いただきました番号 12 以外の案件について質疑に入ります。  ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。  (1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>番号 7 ですが、同一人と再設定ということですが、貸人と借人と住所が違いますが、どういう経緯で契約なったのでしょうか。</p>

議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	関係は親子ですが、農業者年金の関係だったと思いますが、平成 19 年に使用貸借を結んでおりました。同じ世帯に後継者がいればその方と結んでいたと思いますが、いなかったのが隣の集落の娘さんと結んだのだと思います。
議長	その他ありますでしょうか。 (5 番高橋正樹委員が挙手し、議長が指名する)
5 番高橋正樹委員	番号 24 ですが、経営面積と合わないような気がします、どちらが正しいでしょうか。
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	今回の申請の面積が正しい数値となります。
	ほかにありませんか。 (質問、意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 54 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 54 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 55 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは補足説明申し上げます。審査基準書は 11 頁をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。 内訳は、(1) 所有権移転が 1 件、(2) 利用権設定は新規設定が 16 件、再設定が 85 件となっております。再設定の内、59 件は議第 50 号によるものです。 計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 それでは個別にご説明いたします。 (1) 所有権移転 番号 12 計 1 筆、2,597 m <sup>2</sup> 10a あたり 600,000 円、総額 1,558,200 円で売買による所有権移転です。 この件については、会長より現地調査を行っていただきましたので、後ほど報告をお願いします。 続いて利用権設定について説明します。審査基準書は次の頁をご覧ください。 (2) 利用権設定

番号 68 計 3 筆、10,850 m<sup>2</sup>  
 期間は 10 年、単価は 10 a あたり 13,000 円と 19,000 円で同一人と再設定です。

番号 69 計 2 筆、4,887 m<sup>2</sup>  
 期間は 10 年、単価は 10 a あたり 19,000 円で同一人と再設定です。

番号 70 計 4 筆、17,460 m<sup>2</sup>  
 期間は 3 年、単価は 10 a あたり 19,000 円と 16,500 円で同一人と再設定です。

番号 71 計 5 筆、12,766 m<sup>2</sup>  
 期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 72 計 4 筆、19,441 m<sup>2</sup>  
 期間は 10 年、単価は 10a あたり 5,000 円で同一人と再設定です。

番号 73 計 1 筆、2,509 m<sup>2</sup>  
 期間は 10 年、単価は 10 a あたり 15,000 円で同一人と再設定です。

番号 74 計 5 筆、7,556.80 m<sup>2</sup>  
 期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 75 計 1 筆、1,320 m<sup>2</sup>  
 期間は 3 年、単価は 10 a あたり 14,000 円で新規に設定です。議第 49 号 番号 43 で説明したとおり、借人を変更して利用権設定するものです。

番号 76 計 6 筆、10,133 m<sup>2</sup>  
 期間は 5 年、単価は 10a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 77 計 3 筆、13,670 m<sup>2</sup>  
 期間は 5 年、単価は 10a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 78 計 12 筆、27,061 m<sup>2</sup>  
 期間は 5 年、単価は 10 a あたり 18,000 円で同一人と再設定です。

番号 79 計 7 筆、19,686 m<sup>2</sup>  
 期間は 3 年、単価は 10a あたり 19,000 円で同一人と再設定です。

番号 80 計 1 筆、2,415 m<sup>2</sup>  
 期間は 3 年、単価は 10 a あたり 19,000 円で同一人と再設定です。

番号 81 計 3 筆、8,205 m<sup>2</sup>  
 期間は 3 年、単価は 10a あたり 19,000 円で同一人と再設定です。

番号 82 計 1 筆、1,320 m<sup>2</sup>  
 期間は 3 年、単価は 10a あたり 19,000 円で同一人と再設定です。

番号 83 計 1 筆、431 m<sup>2</sup>  
 期間は 3 年、単価は 10a あたり 19,000 円で同一人と再設定です。

番号 84 計 1 筆、1,895 m<sup>2</sup>  
 期間は 1 年 6 ヶ月、単価は 10a あたり 19,000 円で同一人と再設定です。

番号 85-1、85-2 計 20 筆、38,654 m<sup>2</sup>  
 期間は 5 年、単価は 10a あたり 22,000 円で新規に設定です。農地利用円滑化団体を通じた契約となります。

番号 86 計 5 筆、11,960 m<sup>2</sup>  
 期間は 5 年、単価は 10a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 87 計 2 筆、852 m<sup>2</sup>  
 期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 88 計 1 筆、4,730 m<sup>2</sup>  
 期間は 10 年、単価は 10a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 89 計 6 筆、15,733 m<sup>2</sup>  
 期間は 5 年、単価は 10 a あたり 22,000 円で同一人と再設定です。

番号 90 計 1 筆、1,022 m<sup>2</sup>  
 期間は 10 年、単価は 10 a あたり 13,000 円で同一人と再設定です。

番号 91 計 4 筆、8,583 m<sup>2</sup>  
 期間は 5 年、単価は 10a あたり 13,000 円で同一人と再設定です。

番号 92 計 15 筆、16,978.33 m<sup>2</sup>  
 期間は 10 年、単価は 10 a あたり、田が 18,000 円、畑が 3,000 円で同一人と再設定です。

番号 93 計 3 筆、3,440 m<sup>2</sup>  
 期間は 1 年 2 ヶ月、単価は 10a あたり 18,000 円で新規に設定です。

番号 94 計 2 筆、15,443 m<sup>2</sup>  
 期間は 1 年、単価は 10a あたり 21,000 円で新規に設定です。

番号 95 計 1 筆、324 m<sup>2</sup>  
 期間は 1 年 2 ヶ月、単価は 10a あたり 18,000 円で新規に設定です。

番号 96 計 5 筆、8,883 m<sup>2</sup>  
 期間は 5 年、単価は 10a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 97 計 11 筆、22,006 m<sup>2</sup>  
 期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 98 計 10 筆、19,957 m<sup>2</sup>  
 期間は 5 年、単価は 10a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 99 以降は農地中間管理機構を通した契約となります。よって借人はすべて公益財団法人やまがた農業支援センター 理事長 若松正俊さんとなります。番号 99 から 109 までは新規に設定となります。

期間については、番号 99 から 102 と 108、109 が 10 年で、番号 103 から 107 までが 16 年です。

期間が 16 年のものについては、議第 50 号でも説明したとおり、基盤整備が理由です。

番号 99 計 1 筆、1,569 m<sup>2</sup>  
 単価は 17,000 円です。

番号 100 計 2 筆、2,138 m<sup>2</sup>  
 単価は 17,000 円です。

番号 101 計 7 筆、9,055 m<sup>2</sup>  
 単価は 17,000 円です。

番号 102 計 5 筆、11,800 m<sup>2</sup>  
 単価は 17,000 円です。

番号 103 から 107 までは、期間は 16 年、単価は 10,000 円です。

番号 103 計 6 筆、17,363 m<sup>2</sup>

番号 104 計 2 筆、1,751 m<sup>2</sup>

番号 105 計 1 筆、1,701 m<sup>2</sup>

番号 106 計 1 筆、1,292 m<sup>2</sup>

番号 107 計 1 筆、92 m<sup>2</sup>

番号 108 と 109 は、期間は 10 年、単価は 11,000 円です。

番号 108 計 1 筆、1,051 m<sup>2</sup>

番号 109 計 1 筆、1,249 m<sup>2</sup>

続きまして、番号 110 以降は議第 50 号で撤回した内容を、期間を 16 年

	<p>として同一人と再設定するものです。単価はすべて 10,000 円です。個別の説明については省略させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1) 所有権移転の番号 12 につきまして、私から現地調査の報告をさせていただきます。</p> <p>審査基準書の 11 頁をご覧ください。この田んぼは元々譲受人が耕作しておりまして、今回売買することになりました。譲受人とお話ししましたが、支払いも 1 月にするというので、これまでもきれいに作付しておりましたので問題ありません。</p> <p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤重一委員	<p>12 月 19 日に、202 会議室で 7 名中、5 名の委員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明と現地調査委員からの報告に対し、何か質問意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 55 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 55 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 56 号 農用地利用配分計画案について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>町が作成する農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農地の受け手が「地域との調和要件」を満たしているか等、農業委員会の意見を求められたものです。</p> <p>総会議案書の 78 頁をご覧ください。第 3 回集積で新たにマッチング及び配分されるもので、議第 55 号の利用権設定で詳細は説明いたしましたので割愛します。</p> <p>79 頁は移転についての利用配分計画案です。これは既にやまがた農業支援センターを通して契約してあるもので、諸般の事情により受け手の変更が必要になったものです。なお、書類は左側の借受者が新たな受け手、中央が土地の所在、契約面積、契約期間、賃借料、右側が出し手となっております。また、解約は 11 月総会で議決済みです。</p> <p>移転について、出し手ごとに説明いたします。</p>

	<p>計 6 筆、33,440 m<sup>2</sup>  計 1 筆、7,518 m<sup>2</sup>  計 3 筆、10,684 m<sup>2</sup>  計 1 筆、5,311 m<sup>2</sup>  計 6 筆、20,301 m<sup>2</sup>  以上です。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に対し、何か質問意見等はございますか。  (質問・意見なし)</p> <p>それでは無いようですのでお諮りいたします。  議第 56 号 農用地利用配分計画案について、適正なものと判断してよろしいか賛成の方は挙手願います。  (出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 56 号 農用地利用配分計画案について、適正なものと判断するとの意見を付して遊佐町長に回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 57 号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明をお願いいたします。  (事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、説明願います。  (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 21 頁から、補足説明資料は 17 頁からご覧ください。</p> <p>番号 4 の農用地区域より除外しようとする土地は、計 2 筆、2,553 m<sup>2</sup>です。</p> <p>変更理由は鮭採捕場、駐車場整備のためです。</p> <p>番号 5 の農用地区域より除外しようとする土地は、計 1 筆、230 m<sup>2</sup>です。  変更理由は住宅建築のためです。</p> <p>農振法第 13 条第 2 項では、農用地区域から除外する要件については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他に代替する土地がないこと</li> <li>2. 農地の集団化、作業の効率化等に影響を及ぼさないこと</li> <li>3. 農地の利用集積に支障を及ぼさないこと</li> <li>4. 農道・水路等の機能に支障を及ぼさないこと</li> <li>5. 土地改良事業から 8 年以上経過していること</li> </ol> <p>以上の全てに該当する必要がありますが、全て要件を満たすと考えます。</p> <p>以上、農用地区域からの除外について、変更事由相当として回答してよろしいかご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、農振除外後は、番号 4 についての 1 筆と番号 5 について、農地転用許可申請が提出される予定です。</p> <p>なお、19 日に、番号 4 については、齋藤土地専門部会長、今野副部会長、菅原善悦委員の 3 名で、番号 5 については、齋藤土地専門部会長、今野副部会長、佐藤重一部会員、大谷推進委員の 4 名でそれぞれ現地調査を行っておりますので、報告をお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>それでは番号 4 について、1 番齋藤土地専門部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が举手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>12 月 19 日に現地調査を行いました。審査基準書の 21 頁の上の位置図ですが鮭採捕場です。下の字限図で赤い部分の下の細長い部分が地目が田ということになっております。22 頁の写真ですが、細長い田となっている部分が写っております。平成 10 年頃に基盤整備が行われたと書いてありましたが、その時に何とからならなかったものかなと見てまいりました。2 筆とも周辺の圃場には悪影響を与えることもないようでしたので、農振除外しても問題ないと見てまいりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、次に 9 番今野副部会長よりお願いします。</p> <p>(9 番今野一彦委員が举手し、議長が指名する)</p>
9 番今野一彦委員	<p>私も部会長と同じ意見です。私も特に問題ないと判断してきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、14 番菅原善悦委員から現地調査報告をお願いします。</p> <p>(14 番菅原善悦委員が举手し、議長が指名する)</p>
14 番菅原善悦委員	<p>同意見です。</p>
議長	<p>それでは番号 5 について、1 番齋藤土地専門部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が举手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>こちら 12 月 19 日に現地調査を行いました。写真を見ますと建物が建っておりますが、息子さんの住宅ということで農振除外と転用が済んでおります。申請がありましたところは残っておりまして、今回農振除外をして、後ほど転用して住宅を建築するというところであります。敷地の排水等の状況も周辺の圃場に迷惑をかけることもないようでしたので、農振除外しても問題ないのではないかと見てまいりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、次に 9 番今野副部会長よりお願いします。</p> <p>(9 番今野一彦委員が举手し、議長が指名する)</p>
9 番今野一彦委員	<p>こちらの方も特に問題ないのかなと判断してきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、15 番佐藤重一部会員から現地調査報告をお願いします。</p> <p>(15 番佐藤重一委員が举手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤重一委員	<p>私も部会長、副部会長と同意見でございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、次に大谷推進委員よりお願いします。</p> <p>(大谷進一推進委員が举手し、議長が指名する)</p>
大谷進一推進委員	<p>私も同意見です。問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明、現地調査報告に対し、発言のある方は举手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を終了し採決いたします。</p>

	<p>議第 57 号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 57 号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について、変更事由相当との意見を遊佐町長に回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 58 号 本町の農業振興（水環境の保全）に関する決議（案）について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは、総会議案書の 84 頁をご覧ください。</p> <p>この決議（案）につきましては、7 月総会後の全員協議会において、企画課の高橋課長補佐より説明をいただき、本町の農業を守るためにも農業委員会としても何らかの行動に移すべきとのことから、農政専門部会で検討してまいりました。</p> <p>途中、全員協議会でも報告しながら決議（案）を作成し、関係部署とも協議し、今回提案させていただいたものです。</p> <p>文面につきましては、あらかじめ送付しておりましたので朗読はいたしません。当初のスケジュールとしては 12 月までに町広報に特集を掲載する予定でしたが、変更になりまして、今のところ未定であります。まずは、3 月頃に発行予定の農業委員会広報に掲載したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>この件について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは、無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>議第 58 号 本町の農業振興（水環境の保全）に関する決議（案）について、可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 58 号 本町の農業振興（水環境の保全）に関する決議（案）について可決されました。</p> <p>次に、議第 59 号 農地・非農地の判断について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。補足説明資料は 24 頁からご覧ください。</p> <p>農地利用状況調査、いわゆる荒廃農地調査ですが、8 月 29 日と 31 日にそれぞれ地区ごとに皆さんから調査していただいたわけですが、農地・非農地の判断は、農業委員、推進委員が農地法第 30 条第 1 項に規定する農地の利用状況調査を実施し、農林水産省経営局長通知の農地法の運用について第 4(1)に基づき判定し、事務局職員も同行又は再確認をしています。</p> <p>これらの調査の結果、その土地の周辺の状況から見て農地に復元しても継続して利用することが困難と思われ、農地法の運用について第 4(4)で示</p>

	<p>されている判断基準に該当していると思われたことから、非農地とすることが適当であると判定したものであります。</p> <p>これらの対象地について、非農地という判断がされましたら、所有者の方に非農地通知を発出し、併せて登記簿の地目を変えていただくよう申し添えます。また、課税係や法務局等に一覧を送付しその旨を通知いたします。</p> <p>この通知を受け、課税係では課税地目を変更するものと思われませんが、いつのタイミングになるかは未定です。</p> <p>農業委員会では非農地との判断をいたしましたので、これらの土地については、農地法の適用からは外れるということになります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(8 番菅原寛志委員が挙手し、議長が指名する)</p>
8 番菅原寛志委員	<p>農業委員会の方で地主に連絡を取ることですが、連絡が取れない場合はどのような対応になるのでしょうか。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>所有者が亡くなっているということであれば、相続関係を調査して、代表相続人にあたるような方に連絡を取ることになるかと思えます。</p>
8 番菅原寛志委員	<p>我々が荒廃農地調査ということでやっている結果が、こうして具体的に行動を起こすということは意義あることだと思います。その後、具体的に農地転用という格好で変更になる場合、当然、地主の承諾が必要だということによろしいわけでしょうか。勝手には変えられないということですよ。</p>
事務局	<p>登記簿の地目変更ということであれば、申請主義ですので、所有者の申請がなければ変わりません。</p>
8 番菅原寛志委員	<p>1 回見たところは、翌年は確認しなくてもよいということでしょうか。</p>
事務局	<p>今回のような非農地の判断をしたものについては、来年からは調査をしないということになります。</p>
議長	<p>そのほかありませんか。</p> <p>(15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤重一委員	<p>確認したいのですが、登記するにはお金がかかるので、それをしない人が出てくると思いますが、その対応については。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>佐藤委員のおっしゃるとおりですが、非農地証明願いについては申請者が必要に迫られて申請するので地目変更登記を行います。非農地通知については所有者の同意なくして判断し通知しますので、所有者にとっては意図しない通知が来るということになりますので、地目変更登記を行ってくださいということをお願いしますが、登記地目を変える変えないは所有者次第となります。</p>
議長	<p>ほかにありますか。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>売買するときはどういう感じになるのでしょうか。</p>

議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	農地であれば農業委員会の許可が必要ですが、非農地判断をしましたので農地法からは外れるということになります。登記地目を変更していなければ相談に来られると思いますので、その際は、以前非農地通知を送付していた旨説明したいと思います。
議長	他に何かありませんか。 (質問、意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 59 号 農地・非農地判断について、原案のとおり別紙対象地について、非農地と判断することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 59 号 農地・非農地判断について、別紙対象地については非農地とすることに決定いたします。 予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (委員、事務局共になし) 無いようですので、これで 12 月の定例総会を閉会します。 ご協力ありがとうございました。